

**令和7年度補正  
「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた  
充電・充てん設備等導入促進補助金」**

**「設備登録の手続き」オンライン説明会**

**一般社団法人 次世代自動車振興センター**

## 目次

1. 補助事業概要（経済産業省）
2. 設備登録 全体日程、概略
3. 充電設備の登録\_変更点
  - 基礎充電設備のOCPP要件化
4. OCPP制御装置の登録
5. 登録に当たっての留意事項
  - 事業健全性・継続性 自己申告書
  - 基本的留意事項
  - フォーマット変更
  - 原産国と製造原価の申告
  - 販売計画のない充電設備の登録等
6. 事前にいただいた質問

## **1. 補助事業概要（経済産業省）**

---

# 1. 補助事業概要（経済産業省）

## 充電設備導入補助金の令和7年度補正予算の執行について

- 2030年までに30万口を整備する目標に向けて、補助金を通じて整備を後押ししてきたところ。令和7年度補正予算で措置した510億円のうち、365億円を活用して、引き続き、整備を支援していく。
- 自宅に充電設備がないことでEV購入を断念するといった声がある中、これまでの制度では戸建て住宅が支援対象外であったとともに、集合住宅においては設置口数に上限があった。令和7年度補正予算の執行では、本予算の活用により、自宅での充電環境を強化するとともに、自宅周辺で短時間に充電が可能になるよう、商業施設等における高出力充電器の設置を強化する。

### 令和7年度補正予算の執行のポイント

#### ①住宅への設置支援強化

**戸建て住宅：** コンセント型の充電器の設置に関して、5万円を定額補助

**集合住宅：** 20口以下といった設置上限を撤廃

#### ②高出力充電器の設置拡大

**150kW以上区分の新設：** コンビニやディーラー、商業施設等への150kW以上の急速充電器を設置を促進するため、新たに補助上限額の区分を新設

**急速充電器の予算配分順の見直し：** コンビニやディーラー、商業施設等に予算配分がなされるよう、予算の配分順を見直す

### スケジュールの目安

- 現時点で想定しているスケジュールは下表のとおり。具体的な受付期間等については決定次第、別途執行団体から案内する。

		受付期間 (令和8年)	交付決定時期 (令和8年)	実績報告締切
戸建て住宅		3月～9月（先着順）	4月～11月	R9年1月末
戸建て 住宅以外	第1期	5月	6月～8月	R8年11月末～
	第2期	7月	8月～10月	R9年1月末

### 予算の配分

充電・水素充てん  
510億円

充電設備  
365億円

V2H等  
水素ステーション  
145億円

急速  
170億円

普通  
(基礎)  
115億円

普通  
(目的地)  
70億円

年度またぎ  
事業  
10億円

		急速	普通 (基礎)	普通 (目的地)	合計
戸建て住宅		—	15億円	—	15億円
戸建て住宅 以外	第1期	115億円	60億円	40億円	215億円
	第2期	55億円	40億円	30億円	125億円
年度またぎ事業		—	—	—	10億円
合計		170億円	115億円	70億円	365億円

- ※ 1. 具体的な内容に関しては、別途執行団体から案内する。
- ※ 2. 予算配分は、現時点での想定であり、今後、変更となる可能性がある。
- ※ 3. 「年度またぎ事業」は、充電器の設置工事期間の制約のため、通常の募集期間では申請が困難であった案件も存在したことから、事業の実施期間を長く設けて募集を行う事業。対象は別途公表予定。
- ※ 4. 充電器の設置場所に関する稼働見込み（戸建て住宅を除く）、機器メーカーによるアフターサービスの取組、機器メーカー及び補助金申請者における今後の財務健全性に関する計画（戸建て住宅を除く）を申請時に提出を求める。設置後の稼働率に関しては、実績の報告を求める予定。
- ※ 5. 非公共用の充電器（マンションに設置される充電器）に関して、OCPP（Open Charge Point Protocol）等への適用を要件化する。

# 1. 補助事業概要（経済産業省）

## 令和7年度補正予算の執行における補助内容

（単位：万円）

※赤字は令和7年度執行からの変更点

急速充電器							
設置場所	①高速道路SA・PA			②その他			
対象設備 (総出力)	150kW以上	90kW以上	50kW以上	150kW以上	90kW以上	50kW以上	10kW以上
機器補助率	1/1			1/2			
工事補助率	1/1						
機器上限額	500 (1口) 700 (2口) 350×口数 (3口以上)	400 (1口) 500 (2口)		500 (1口) 700 (2口) 350×口数 (3口以上)	400 (1口) 500 (2口) 250×口数 (3口以上)	400 (1口) 500 (2口)	60
工事上限額	3,100 (2口まで) 1,550×口数 (3口以上)	3,100	2,450	500	400	280	108

普通充電器						
設置場所	①集合住宅（既築分譲）②その他（集合住宅、事務所工場・月極）、目的地充電				戸建て住宅	
対象設備	ケーブル付き 充電設備		コンセント スタンド	コンセント		コンセント
	6kW以上	6kW未満	—	—		
駐車場形態	機械式・平置き		機械式・平置き	機械式	平置き	—
機器補助率	1/2					1/1
工事補助率	1/1					
機器上限額	35	25	11	7		5
工事上限額	①95 ②135		①95 ②135	①65 ②135	①65 ②95	

高圧受電設備・設置工事費 補助率：1/1（上限あり）					
設備 総出力	350kW 以上	250kW 以上	150kW 以上	90kW 以上	50kW 以上
上限額	900	750	600	450	300

- ※1. 上記表での機器・工事の補助上限額は総額であり、機器の機能や工事内容ごとに個別の上限あり。そのため、機器の機能や工事の内容によって、必ずしも表中の上限額がそのまま補助されるわけではないことに留意が必要。
- ※2. 蓄電池付き急速充電設備に関しては、上記表に、100万円を補助額として加算する。
- ※3. 戸建て住宅に関しては、機器代及び工事費の合計が5万円を下回る場合には、5万円未満の補助額となる。

# 1. 補助事業概要（経済産業省）

## 急速充電器に係る予算配分順の見直しについて

- 令和7年度補正事業においては、自宅周辺で短時間に充電が可能になるよう、商業施設等における高出力充電器の設置を強化する。
- 具体的には、コンビニ・ディーラーや商業施設での設置に重点を置いて支援するため、現行の急速充電器における優先配分順位を見直す。
- 整備費が高額である高速道路のSA/PAにおける設置に関しては優先配分することを維持しつつ、それ以外の区分に関しては一括して配分することとする。

### 従来の優先配分順位

施設区分	90kW以上	50kW以上 90kW未満	10kW以上 50kW未満
①高速道路 (SA・PA)	1	2	-
②公道上、道の駅、SS ③空白地域	3	4	-
④コンビニ、ディーラー	5	6	-
⑤その他	7-A	7-B	8

※残額予算を「7-A」：「7-B」=2:1に配分。

### 見直し後の優先配分順位

施設区分	90kW以上	90kW未満
①高速道路(SA・PA)	1	2
②高速道路以外	3-A	3-B

※残額予算を「3-A」：「3-B」=2:1に配分。

## 2. 設備登録 全体日程、概略

---

## 2. 全体の日程、概略

	4月			5月			6月			7月			8月			9月		
事業開始						●						●						
申請締切			●		●			●			●				●			
審査委員会					●			●			●			●				●
公表						●			●			●			●			●

申請募集期間：令和8年4月20日（月）～令和8年8月31日（月）17:00

- 事業開始時点でホームページへの公表およびオンライン申請システムで申請可能な状態を希望される場合は、**5月7日（木）**までに**設備登録のメールアドレス**まで申請してください。

※ 5月7日以降も申請は可能ですが、同日以降に申請された型式は、事業開始時点の補助対象設備とはなりません。次回のホームページおよびオンライン申請システムへの反映は、6月末を予定しております。

- 事業開始時を除き、5月以降は毎月月末を**申請締切**とし、翌月中旬～下旬に開催される**審査委員会**にて審議します。

審査の結果、承認された場合は、審査委員会開催月の月末までにホームページにて**公表**およびオンライン申請システムへ反映されます。

### **3. 充電設備の登録\_変更点**

---

## ■ 基礎充電のOCPP要件化

- 昨年度の公共用充電設備のOCPP要件化に加え、本年度以降、原則全設置場所で充電設備本体のOCPP対応が補助要件となります。
- ただし基礎充電に関しては、本年度は次頁で示している設置方法もお認め致します。

- 補助対象設備登録の際、以下機能がOCPP準拠となっていることが必要です。

①電源on/off機能



②認証機能



③ステータス通知機能



④充電中以外のステータス通知機能



⑤充電開始停止通知機能



⑥予約



⑦出力調整機能



**⑥予約および⑦出力調整の機能については、必須要件ではありませんが、仮に機能を搭載している場合、OCPPに準拠していることを求めます。**

# ■ 基礎充電のOCPP要件化

■ 本年度の基礎充電では、公共用などと同様の設置方法である

A:OCPP準拠の充電設備を設置する方法

に加えて、以下の設置方法もお認めをいたします。

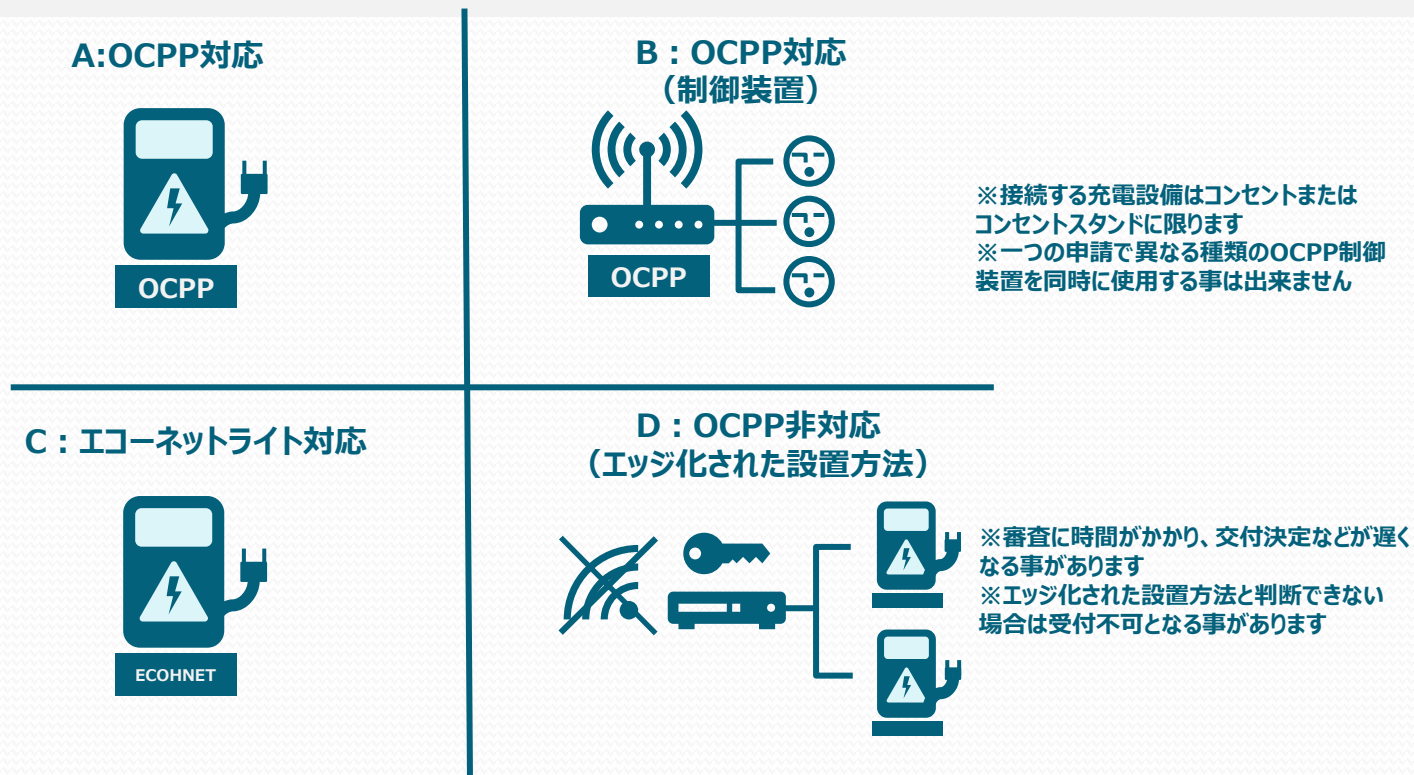
B:制御装置による対応(ただし、コンセントまたはコンセントスタンドに限る)

C:エコネットライト準拠の充電設備の設置

D:エッジ化された設置方法

※**これら複数の設置方法を一つの申請内で組み合わせて申請をすることは出来ません**

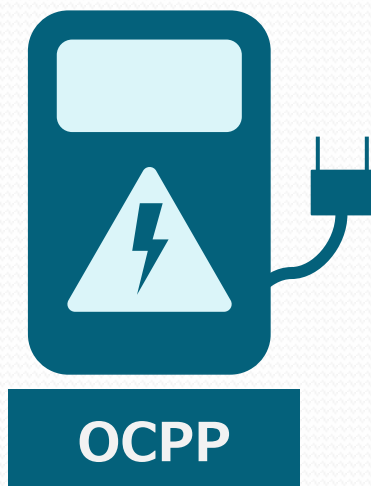
※**また申請後に設置方法を変更する事も出来ません**



## ■ 基礎充電のOCPP要件化 A:OCPP対応

- 公共用同様に、基礎充電においてOCPP対応の充電設備を設置する最も基本的な設置方法です。
- 申請システムで「A：OCPP対応」を選択すると、OCPP対応の充電設備のみ選択可能です。

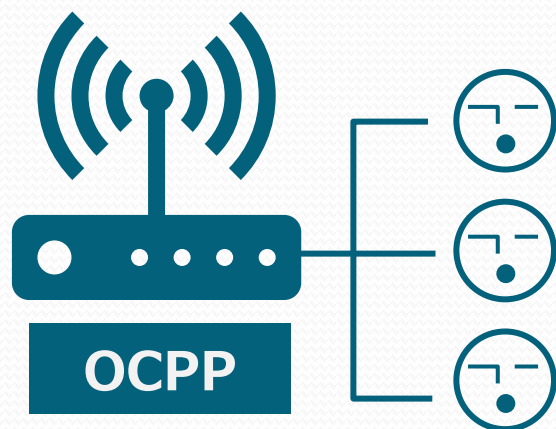
A:OCPP対応



## ■ 基礎充電のOCPP要件化 B:OCPP対応（制御装置）

- 基礎充電のみ、OCPP非対応のコンセント、またはコンセントスタンドを、OCPP制御装置とともに設置する事が可能です。
- 全てのコンセント、コンセントスタンドがOCPP制御装置により制御されていることが必要です。
- OCPP制御装置は、あらかじめ登録された型式のものしか選択できません。
- また一つの申請で異なる種類のOCPP制御装置を同時に申請する事は出来ません。
- 申請システムで「B：OCPP対応（制御装置）」を選択すると、OCPP非対応のコンセント、コンセントスタンドのみ選択可能です。

### B：OCPP対応 （制御装置）



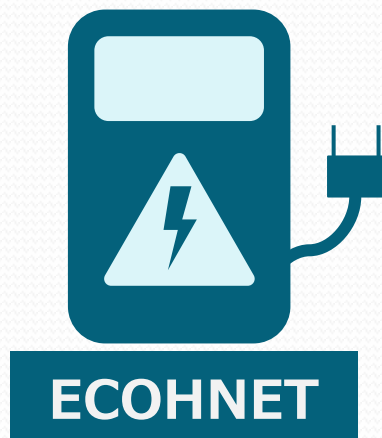
※接続する充電設備は  
コンセントまたはコンセントスタンドに限ります

※一つの申請で異なる種類のOCPP制御装置を  
同時に使用する事は出来ません

## ■ 基礎充電のOCPP要件化 C:エコネットライト対応

- 基礎充電のみ、エコネットライト対応の充電設備を設置する事が可能です。
- 申請システムで「C：エコネットライト対応」を選択すると、エコネットライト対応の充電設備のみ選択可能です。OCPP対応の充電設備と混在して設置する事は出来ません。

### C:エコネットライト対応



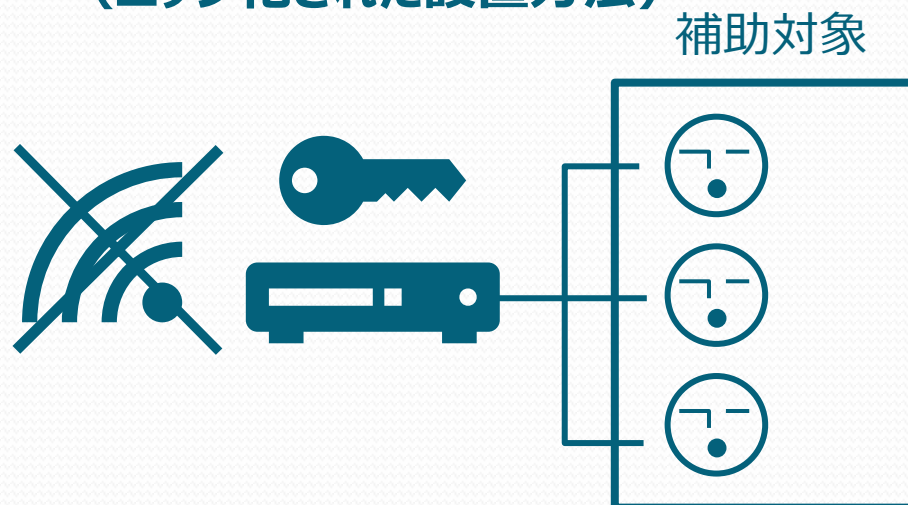
### ECHONET Lite（エコネットライト）

エコネットコンソーシアムが策定した  
通信プロトコルの一種  
スマートハウス向け制御プロトコルおよび  
センサーネットプロトコルであり、  
ISO規格およびIEC規格として  
国際標準化されたもの

## ■ 基礎充電のOCPP要件化 D:OCPP非対応（エッジ化された設置方法）

- 基礎充電のみ、OCPP非対応の充電設備をエッジ化された設置方法として設置する事が可能です。
- エッジ化された設置方法とは、設置された充電設備がクラウド/サーバーなどによる外部制御を必要とせず、設置された充電設備のみで充電を行う事の出来る設置方法です。
- 制御を伴わない制御装置、サーバーなどへの情報送信のみの通信は可能ですが、通信の為の機器、サーバーと接続しないなどは補助対象となりません。
- 提出された図面などからエッジ化された設置方法であるかを審査する事になりますので、審査に時間がかかり交付決定などが遅れます。またエッジ化された設置方法と判断出来ない場合受付不可となる事をご了承ください。

### D : OCPP非対応 （エッジ化された設置方法）

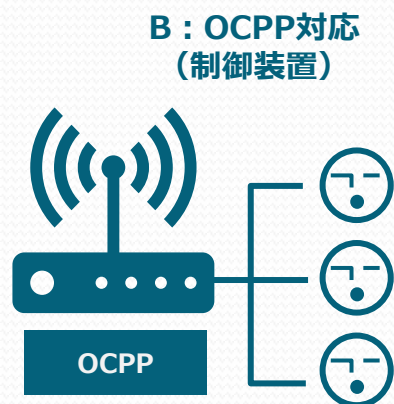


## 4. OCPP制御装置の登録

---

## ■ OCPP制御装置の登録

- R8年度より、OCPP非対応のコンセント、またはコンセントスタンドを、基礎充電で「B：OCPP対応（制御装置）」として設置する為には、OCPP制御装置とともに設置する必要があります。
- 設置するOCPP制御装置は、充電設備同様に事前に登録する必要があります。展開されているOCPP制御装置の申請要件に従って、正しく申告してください。  
（※詳しくは、次頁で説明いたします）
- OCPP制御装置の申請の際は事業健全性・継続性 自己申告書への回答は必要ありませんが、虚偽の申請を行うと登録受付不可となります。



※接続する充電設備はコンセントまたは  
コンセントスタンドに限ります

※一つの申請で異なる種類のOCPP制御装  
置を同時に使用する事は出来ません

# ■ OCPP制御装置の登録

- R7H事業より以下のように制御装置を定義し、以下要件で制御装置登録を募集(案内より抜粋)

## 申請可能となる制御装置

### ■ 制御装置概要

審査可能となる制御装置は、通信機能を持たない「充電用コンセント（200V）」及び「充電用コンセントスタンド（200V）」に対し、OCPP管理サーバー（CSMS）等へのOCPPによる通信を可能とする装置となります。

### <制御装置の申請要件>

以下の要件をすべて満たすこと又は制御装置申請者が同意すること。

- ① 制御装置の**型式が定まっている**こと。
- ② 制御装置は「**OCPP**」に**準拠**していること。
- ③ センターが認めた**型式及び製造番号を制御装置本体で確認できる**こと。
- ④ 制御装置申請者による**品質確認が終了**していること。
- ⑤ **販売価格及び目標販売台数が確定**していること。
- ⑥ 制御装置の**製品原価を提示**すること。OEMの場合は、制御装置申請者が調達先から購入した金額を製品原価として提出すること。  
(製品原価は、制御装置の審査及びセンターが補助金交付申請を受け利益等排除に該当する場合に補助金算出の目的でのみ使用)
- ⑦ 制御装置申請者は、**補助金交付申請者(制御装置購入者に同じ。)**に対し、**直接、制御装置の保証書を発行**しなくてはならない。  
ただし、制御装置申請者が工事施工業者、制御装置を販売する子会社、又は販売代理店などに保証書の発行を委託する場合はこの限りでない。  
この場合は、制御装置申請者が個々の保証内容を管理し、補助金交付申請者に対して保証義務を有するものとする。
- ⑧ 制御装置に市場不具合が発生した場合には、申請者が当該不具合の発生を承知した日から1週間以内に不具合内容と対策をセンターに報告すること。
- ⑨ 制御装置に市場不具合が発生し制御装置の稼働や撤去の状況等をセンターが求めた場合には、補助金交付申請者が設置した制御装置の稼働や撤去の状況等を報告すること。

## 5. 登録に当たっての注意事項

---

## ■ 登録に当たっての注意事項 (事業健全性・継続性 自己申告書)

- 本年度より、充電設備登録を行う設備メーカーは事業健全性・継続性 自己申告書の質問に正しく回答を行っていただく事を要件とします。
- 以下、本事業健全性・継続性 自己申告書の運用にあたって経済産業省からの展開文です。

### 経済産業省展開文

国は、2030年に充電設備30万口の整備を目標に掲げ、これまで充電設備補助金を通じて、充電設備の導入・整備を支援してきました。その結果、全国の充電設備数は着実に増加してきており、充電環境の整備は一定程度進展してきていると認識しています。

一方で、EVの普及は現時点では必ずしも十分に進展しているとは言えず、これに伴い、充電事業についても、需要見通しや収益性の確保といった点で、不確実性が高い状況が続いています。

このため、今後の充電設備整備においては、設備数の拡充を図るにとどまらず、補助金への過度な依存を避けつつ、民間事業者が主体となって持続的に充電事業を運営できる環境を整備していくことが重要であると考えています。

こうした考え方を踏まえ、充電事業の自立化を段階的に進めるとともに、EVのさらなる普及を後押しするため、令和7年度補正事業より、補助制度の運用内容の一部見直しを行うこととなりました。

具体的には、充電機器の登録時において、設置後の保守・点検等を含むアフターサービスの取組内容、将来の事業運営を見据えた計画についての申告を求めるものです。なお、今年度においては、これらの項目について、メーカーの皆様にご検討いただくことを重視しております。

そのうえで、次年度以降の補助金交付制度においては、今回ご申告いただく項目を評価指標として活用することによる、より実効性の高い支援の在り方について検討を進めていく考えです。

今後も、事業の適正な運用を通じて、充電インフラ全体の信頼性および持続性の確保に取り組んでまいります。

# 登録に当たっての注意事項 (事業健全性・継続性 自己申告書)

- 事業健全性・継続性 自己申告書回答票に、漏れなく正しく申告を行ってください。本年度は虚偽の回答でない限りはいかなる回答内容であっても登録に影響はありません。
- 質問への回答が、未定や検討中であることなどを理由に出来ない項目がある場合、正直に未定や検討中であることを申告いただいたうえで、その理由や決定予定時期などを詳しく記載してください。

EV(充電)インフラ補助金 交付申請書 要出願:事業健全性・継続性 自己申告書(交付申請書) (交付申請書)

※本様式は交付申請時の自己申告用です。記載内容の虚偽の申告、虚偽等による交付決定取消等の対象となります。根拠資料は最小限添付してください。  
 ※記載内容の虚偽等により、交付決定取消等の対象となる場合があります。  
 また、必要に応じて経済産業省からヒアリングをさせていただきます。

区分	記載項目	回答欄(申請者記入)	単位/記号	欄外備考欄等	欄外資料(例)
1. 申請者情報	基本 事業名称・法人番号			〇〇製造株式会社 9-0000-0000-0000	登記簿(任意)
基本	所在地			〒000-0000 東京都中央区〇〇-〇〇	
基本	事業及び取扱品			事業部	
基本	担当(連絡先)			担当 山田〇〇-1111-2222	
2. 販売実績	販売実績の販売実績を公開していますか	はい/いいえ			※事業計画の方法(前編)で「事業計画の更新/修正/変更」を申請している場合は、事業計画の更新/修正/変更を申請してから30日以内の更新/修正/変更を申請してください。
	販売実績を公開している場合、公開の仕方を記載してください	URL		https://	
	販売実績を公開していない場合、前回の申請時点の取組状況の取組状況を記載してください	併		〇〇併	併書
3. 販売計画	販売計画の取組計画を公開していますか	はい/いいえ			※事業計画の方法(前編)で「事業計画の更新/修正/変更」を申請している場合は、事業計画の更新/修正/変更を申請してから30日以内の更新/修正/変更を申請してください。
	販売計画を公開している場合、公開の仕方を記載してください	URL		https://	
	販売計画を公開していない場合、次の取組計画の取組状況を記載してください	併			併書
4. アフターサービス取組	アフターサービス取組の取組計画のアフターサービスを実施していますか	はい/いいえ			※前編「取組計画」の「アフターサービス」欄に記載している取組計画(取組計画)を参照してください。
	前社で、または自社が提供したサービスや保守点を確保していますか	はい/いいえ			※取組が実施されない場合は併書(併書)を添付してください。
	保守点を確保している場合、具体的な取組(取組計画)を記載してください	併		〇〇併	併書
	24時間対応可能な問い合わせ窓口を確保していますか	はい/いいえ			
	取組に「迅速に対応できる」などのポイントや取組の取組計画を記載していますか	はい/いいえ			※事業計画の方法(前編)で「事業計画の更新/修正/変更」を申請している場合は、事業計画の更新/修正/変更を申請してから30日以内の更新/修正/変更を申請してください。
	スタッフや研修士としている場合、具体的な取組を記載してください	併		取組の確保 取組計画に「研修士」の取組計画を記載し、取組のための体制や仕組み	併書
	取組への取組計画の取組計画を前編に記載していますか	はい/いいえ			※前編「取組計画」の「取組計画」欄に記載している取組計画(取組計画)を参照してください。
	対応日数の取組計画を前編に記載している場合、その取組計画に「迅速に対応できる」などのポイントや取組の取組計画を記載していますか	併		取組計画の取組計画(取組計画)を参照してください。	併書
	上記に持ち帰って修理する取組、工場の取組(取組、取組)はどのように対応しますか	はい/いいえ			※事業計画の方法(前編)で「事業計画の更新/修正/変更」を申請している場合は、事業計画の更新/修正/変更を申請してから30日以内の更新/修正/変更を申請してください。

■ 取組計画は、事業計画の取組計画の取組計画に記載している取組計画を参照してください。取組計画の取組計画の取組計画、取組計画は交付決定取消等の対象となります。併書(併書)を添付してください。

担当者/欄外備考欄: 担当: \_\_\_\_\_ 取組: \_\_\_\_\_

- ✓ 本様式は交付申請時の自己申告用です。記載内容が虚偽の場合、審査停止・交付決定取消等の対象となります。
- ✓ 本申告書の記載内容が事実と相違ないことを代表者、権限者名で宣誓頂きます。  
(※代表者、権限者は、貴社の社内決済等のルール上でご判断をいただけますと幸いです)
- ✓ 根拠資料は最小限添付してください。
- ✓ 次年度以降の事業において、事業健全性・継続性 自己申告書を実施する際の評価項目とする可能性があります。
- ✓ また、必要に応じて経済産業省からヒアリングをさせていただきます。

## ■ 登録に当たっての注意事項 (基本的留意事項)

### 申請に関するお願い

- 派生型式（シリーズ）の相違点を確認できる資料の提出
  - 充電設備の中には、シリーズとして派生型式が申請されておりますが、その派生型式は基の型式からどのような変更および改良されているのか、その内容（出力、機能、外観など）が確認できる書類を提出ください。
  
- 書類の不備不足
  - 提出に必要な書類として、仕様書や第三者認証機関発行の認証書などが必要となります。（※詳しくは、HP掲載のご案内資料をご確認ください）
  - 提出書類が不足すると、設備登録に遅れが生じてしまいますので書類に不備不足がないかご確認の上、ご提出をお願いいたします。
  - 頻発する不備としては、センターが規定する記載項目に則っていない保証書の提出や構成部品に関連する資料の不足がございます。
  
- 構成部品説明の明記
  - 申請書に構成部品を明記いただく必要がございます。
  - **説明のない状態でご提出されることが頻発しております**ので記載のほどお願いいたします。
  - なお、構成部品とは、「**申請される型式**」として**成立するために必要な機器または部材であり、かつ販売価格に含まれているもの**を指します。

# 登録に当たっての注意事項 (フォーマット変更)

## ■ 申請書の様式変更

- 今年度から**Excelファイル形式のフォーマットに変更**いたしました。
- 一度の申請で、複数の型式を一括で申請することが可能となります。以下、イメージになります。

1	急速充電設備/普通充電設備申請書												
2	NO	型式	名称	基本型式	基本型式との変化点	1. 申請する型式の区分		3. 申請する型式の基本情報					
3						充電設備設備区分 ※総出力に準ずる	OEM調達メーカー	定格出力 (kW)	最大出力 (kW)	総出力 (kW)	充電口 (口)	定格入力 電圧・電流	定格 電圧・
4	例	AAA-BB2	急速充電機器	AAA-BB	AAA-BBの操作画面を地上800mmとし、 バリアフリー対応をした型式	4. 急速充電設備 150kW以上	—	50	90	100	2	三相3線 200V・145A	DC200V
5													
6	1												
7	2												
8	3												
9	4												
10	5												

## ■ 申請可能となる充電設備

- 充電設備の通信規格の標準化に伴い、通信規格を持つ充電設備については、**「OCPP」もしくは「ECHONET Lite」に準拠している通信規格を持つ充電設備のみ**申請可能です。
- 上記以外の充電設備については**「スタンドアローン」 (外部通信機能を持たない)**であることが要件となります。

## ■ 登録に当たっての注意事項 (製造工場・原産国と製造原価の申告)

- 充電設備登録時に申告いただく製造工場・原産国、および原価については、以下のガイドラインに基づき申告いただくようお願いいたします。

### 製造工場・原産国

製造工場・原産国は、当該製品が充電設備としての機能・性能・用途を確定するための最終的かつ実質的な製造工程（主要コンポーネントの最終組立、通電試験及び製品としての性能・安全性確認）が実施された製造工場、及びその工場が立地する国を申告してください。

### 製造原価

製造原価は当該充電設備を通常販売可能な完成品とするために必要な費用を基礎として、各メーカーが自己の原価管理に基づき申告するものとします。申告に当たっては、販売管理費や利益相当額などは原価に含めないでください。

※本申告は原産国や製造原価の厳密な検証を目的とするものではなく、補助金の公平性確保の観点から、申告の考え方を一定程度共有することにより、不当な利益の計上を抑止することを趣旨としています。

ただし、申告内容に不明な点がある場合、確認や追加の説明などを求める場合があります。

## ■ 充電設備登録に当たって (販売計画のない充電設備の登録等)

- 令和7年度補正「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金」申請者に向けた具体的な販売計画のない充電設備については、設備登録を行う事を出来る限りお控えください。
  - 登録された機種は申請システムのプルダウンメニュー内に記載する必要がありますが、販売実績のない多数の機種が登録されている為、申請者の錯誤の原因となり、申請が受付不可となる問題も発生しています。
- 合理的な理由がないにもかかわらず、令和7年度補正予算の本補助金で申請が行われなかった設備に関しては、次年度以降の設備登録の申請があっても受け付けを認めない可能性がありますので、ご注意ください。

## **6. 事前にいただいていたご質問**

---

## 【事業健全性・継続性 自己申告書】

Q1 ・7. 実務実態 多様な調達先の確保 の項目で「主要コンポーネントであるインバータ、制御基板の調達先（メーカー名、及び所在国）を把握していますか」という設問があります。こちらの設問はパワーモジュールではなくインバータ（DC→AC変換）で間違いないでしょうか？

A1 ・こちらは主要の部品等のあくまで例示をしておご理解ください。登録する充電設備の構成に合わせ「充電設備の主要コンポーネントのメーカー名、及び所在国を把握されているか」等と読み替えていただければと思います。

Q2 ・7. 実務実態 多様な調達先の確保 の項目で調達先についてですが、記載は国名のみで問題ないでしょうか？  
調達先の資料というものがイメージできず、資料というのはどのようなものを指しておりますでしょうか？

A2 ・記載は国名のみで構いません。充電設備の主要コンポーネントごとに調達先が記載された資料がありましたらご提出ねがいます。

## 【事業健全性・継続性 自己申告書】

Q 3 ・全体的にG列を確認すると、任意という部分が多いイメージですが、あくまでも任意ということで、空白で提出しても今後、審査上問題ないでしょうか？

A 3 ・虚偽の申告が無ければ、今年度は空白であることを理由に登録を許可しないことはありません。

ただし未定や検討中であること、あるいは公表できない情報である事などを理由に質問への回答が出来ない項目がある場合、空白で提出するのではなく、未定や検討中であることを申告いただいたうえで、その理由や決定予定時期などを詳しく記載してください。

※回答内容によってはセンター、または経産省から質問を行う場合があります。

## 【充電設備OCPP準拠について】

- Q 4 ・通信規格を有する充電設備は「OCPP」準拠とありますが、従来の「非OCPP」認証機を搭載した充電設備は一切申請できないということでしょうか。  
(昨年度は申請・承認頂いておりました。)
- A 4 ・今年度の補助申請においては、基礎充電でも「A:OCPP準拠」、  
「C:エコネットライト準拠」または「B、D：外部通信機能なし」に該当する  
充電設備のみが申請可能となります。  
従来の「非OCPP」通信規格の充電設備は、設置可能な要件が無くなるため、  
設備登録不可となります。

## 【充電設備OCPP準拠について】

Q 5 ・「OCPP」に準拠しない充電設備は「スタンドアローン」（外部通信機能を有しないもの）との説明がありましたが、弊社より昨年度、新たに申請させて頂いた製品についてご確認をお願い致します。

同製品はOCPP通信ですが事業所等に主眼を置いた製品であるため認証機能を有していません。

最大6台のディスペンサで構成され、PCやスマートフォンなど離れた場所で充電状況の確認や充電情報の管理ができるようサーバ接続されるため通信は行いますが、課金事業者等の外部と通信するものではありません。

上記の通り通信は行いますが社外接続のない閉じた形でのスタンドアローンと捉えています。上記状況から当製品は申請・承認の対象として扱って頂ける製品であると考えておりますが、この理解で相違ございませんでしょうか。

A5 ・申し訳ございませんが個別の事象に対する事前審査は行っておりません。必要事項を記載した申請を行い、登録審査の結果をお待ちください。

## 【充電設備登録】

- Q 6 ・充電設備がECHONET Lite対応していることのエビデンスはどのように提示したらよろしいでしょうか？  
エコーネットコンソーシアムのホームページのAIF認証取得のホームページに掲載されていることを示すことでよろしいでしょうか？  
それともAIF認証書を添付すればよろしいでしょうか？
- A 6 ・指定する提出資料はありませんが、客観的にECHONET Lite認証を取得している事の証跡をご提出いただけますようお願いいたします。

## 【充電設備登録】

Q 7 ・通信規格に準拠しない充電設備については、「スタンドアローン」（外部通信機能を有しないもの）であること、と説明がありましたが、これは充電設備自身がスタンドアローンであっても、上位に通信機器があり認証や課金を行っている場合にはスタンドアローンとはみなされないでしょうか？

A 7 ・充電設備がスタンドアローンであり、設置された充電設備を使用する際に外部からの通信や制御に依存しない事が必要となりますのでご質問の状態はスタンドアローンではないと判断いたします。  
なお、コンセント、コンセントスタンドに関しては、登録されたOCPP制御装置と組み合わせて使用する事は可能です。

## 【充電設備登録】

- Q 8 ・通信規格については「OCPP」と「ECHONET Lite」の準拠が要件化されると理解しております。  
通信規格を持つ充電設備については「OCPP/ECHONET Lite」いずれかに準拠していればOKとの認識です。  
一方で、外部通信を有さない充電設備においてはOCPPの制御装置があれば、要件に準拠する理解ですが、ECHONET Liteの制御装置であった場合についても要件に準拠する形が望ましいと思いますが、いかがでしょうか？  
上記整理により、通信規格を持つ充電設備であれば両規格に対応する内容と整合性が取れると考えています。
- A 8 ・外部の制御装置で登録をお認めするのはOCPP準拠の制御装置のみです。  
ECHONET Liteの制御装置は登録をお認め致しませんのでご注意ください。  
また、OCPP制御装置によりOCPP準拠と見做す充電設備は、コンセントとコンセントスタンドに限りますのでこちらもご注意ください。

## 【充電設備OCPP準拠について】

Q9 ・今回「OCPP制御装置」を登録しようとしています。OCPPに準拠していれば、電源ON/OFF機能だけしか持たない制御装置でも登録可能ですか。

A9 ・申し訳ございませんが個別の事象に対する事前審査は行っておりません。必要事項を記載した申請を行い、登録審査の結果をお待ちください。

今回新たに登録を受け付ける「OCPP制御機器」についても、充電設備のOCPP準拠の際必須項目としている、①電源ON/OFF機能、②認証機能、③ステータス通知機能、④充電中以外のステータス通知機能、⑤充電開始停止通知機能については確認をさせていただく予定です。また、⑥予約、⑦出力調整機能についても、機能を持っている場合はOCPP準拠となっていることが必要ですのでご注意ください。

**令和7年度補正  
「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた  
充電・充てん設備等導入促進補助金」**

**「設備登録の手続き」オンライン説明会**

**一般社団法人 次世代自動車振興センター**